

青森県青少年健全育成審議会の検討状況

第1 令和6年度第1回青森県青少年健全育成審議会（令和6年10月10日開催）での意見交換（抄）

1 県条例改正について

- ・ 本県でも必要な罰則等を備えた条例を作る（改正する）方がよい
- ・ 適用範囲等についての詳細な検討が必要と感じる。
- ・ 18歳以下の青少年が加害者となった時にどのように扱うことになるのか気になる。（本県では、本条例第30条の罰則については、違反行為があった時に青少年であった者は同第33条により免責される。）
- ・ 性犯罪関係は再犯やその先に進む可能性が高い分野であるので、単純に罰するといった対応だけでいいか疑問が残る。再犯を防ぐ見地も取り入れた条例改正ができればいいと思う。
- ・ （上記に関連して）条例（ルール）改正だけでなく、性犯罪の再犯防止という観点では、治療的な取組とセットで対策していくことが必要ではないか。

2 啓発・相談等の取組について

- ・ プロバイダ等通信回線サービス等の提供側からの注意喚起・情報提供には限界があるので、やはり、保護者や周囲の大人が小さいころから正しい知識を教える、注意喚起すると言ったことが重要ではないか。
- ・ 学校でも小学校1年生から1人1台端末の時代になっているので、情報活用教育と、インターネットリテラシーや同モラル等の教育との両輪での啓発が必要と感じる。
- ・ 家庭教育（話し合い）が大事ではないか。ルールそのものというより、話し合うことで考え方を深めていくことが本質的なことだと感じる。
- ・ 被害者にならない教育もそうだが、加害者とならないための教育も必要。
- ・ 性教育の場を活用した啓発活動にも取り組んではどうか。
- ・ 幼年・少年については、保護者への啓発が重要。保育園、幼稚園等の段階からの活動が必要ではないか。
- ・ フィルタリングをしない、という保護者の判断は保護者への啓発が不足している結果なのではないか（理解がされていればフィルタリングをしないという判断はしないのではないか）。
- ・ 小さいうちは保護者への教育、ある程度大きくなったら本人への教育へと移行することになるが、その際は、実例等を踏まえた「怖さ」を教える内容も含めてみてはどうか。

- ・ネットの適正利用に係る啓発活動を、もっとたくさんの機会や場面を探して取り組んでいけたらいいと思う。

3 技術的対策について

- ・注意していても被害に遭うことはあるので、そうならないよう何か手当てる仕組みが欲しい。
- ・フィルタリングは、実利用の面でユーザーに対して不便を強いることが多い（ので、使いたくないという保護者も多く存在するのではないか）。